

安心

安全

国がつくった

フリーランスのみなさま

小規模企業共済



スマホで
お申込ができる
積み立て制度を
ご存知ですか？

POINT 1

掛金は
全額所得控除

掛金は全額を課税対象所得から控除できるので、将来に備えながら今の事業にも役立ちます。

POINT 2

低金利の
貸付制度も
利用できます

加入者は貸付資格を取得した後、納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で借入れが可能です。

POINT 3

共済金は
一括・分割で
受け取れます

受取時の状況に合わせて、一括・分割・一括と分割の併用の三種から選択できます。
※ただし、請求事由・年齢・金額等の条件があります。

小規模企業共済は フリーランスのためのセーフティネット

共済金の受給権は差押え禁止

受取時も税制優遇

加入期間が長いほど有利

掛金は月額1,000円から70,000円
(500円単位)

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済

検索



加入できる方

■ 専門の独立系フリーランスの方

※雇用関係が無く、請負契約・準委任契約等でお仕事を請け負っている方

■ 事業所得で申告をされている方

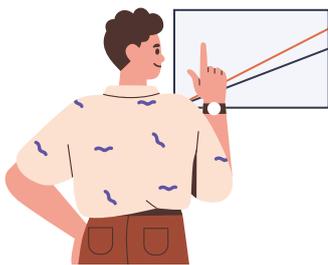
下記の方は加入できません

- × 会社員で副業されている方
- × 雇用契約を結んで、お仕事をされている方
- × 給与所得、雑所得で申告をされている方

個人事業主として加入する場合、申込時に以下のどちらかの書類の提示が必要です。

- ・ 所得税の確定申告書の控え
- ・ 開廃業等届出書の控え (事業を始めたばかりで確定申告書がない場合)

小規模企業共済 共済金試算シミュレーション



共済金試算シミュレーションで、**将来受け取れる共済金の額や税額控除を試算**することができます。
20年後の共済金の金額や、一括受取と分割受取ではどう違う、など試算してみましょう。

小規模企業共済 シミュレーション

検索



お申込方法

オンラインでのお申込

小規模企業共済オンライン 加入受付サービス ▶

※オンラインで加入申込をする場合は、マイナンバーカードが必要です。



スマホでも・PCでも /



窓口でのお申込

小規模企業共済の加入申込を窓口で行う場合は、中小機構と業務委託契約を締結している事業者の団体等(委託団体)または金融機関の本支店(代理店)の窓口でお申込する必要があります。

下記取扱機関からお申込ください

- 金融機関 (銀行・信用金庫・信用組合など※)
- 商工会 ■ 商工会議所 ■ 中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■ 青色申告会

※金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

ご加入にあたっての注意事項

- 積立期間が6か月未満で、廃業した場合や死亡した場合などは、共済金は掛捨てとなります。
- 積立期間が12か月未満で、上記以外の理由で、共済金の請求や解約を行う場合は掛捨てとなります。
- 積立期間が240か月未満の場合で、任意に解約される場合※は、解約時にお支払いする解約手当金がそれまでの掛金合計額を下回ります。

※65歳以上で180か月以上掛金を納付している方が、事業継続しながら共済金を請求する場合は老齢給付の扱いとなります。

取扱機関名

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

共済相談室

050-5541-7171

【受付時間】平日9:00~17:00